

社会福祉法人東近江市社会福祉協議会評議員の

報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人東近江市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(評議員の報酬)

第2条 評議員が、評議員会に出席したときは、報酬として日額5,000円を支給する。
2 前項に規定する以外で、評議員としての職務を行なったときは、報酬を支給することができる。

(費用弁償)

第3条 評議員が、評議員会出席以外に職務のため出張した場合には、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給することができる。

(報酬等の支給の方法)

第4条 評議員に対する報酬等の支給時期は、翌月20日に支給する。ただし支払期日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌日を支払期日とする。
2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、平成29年6月21日定時評議員会終結のときから施行する。